

広島県選挙管理委員会告示第三十七号

平成二十一年八月三十日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第二項の規定による選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日（以下「基準日」という。）及び登録の日並びに同法第二十三条の規定による縦覧期間を、次のとおり定める。

平成二十一年七月二十三日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

一 基準日 平成二十一年八月十七日。ただし、年齢については、選挙期日より算定する。

二 登録の日 平成二十二年八月十七日

三 縦覧期間 平成二十二年八月十八日